

塔南こども園利用契約書

社会福祉法人塔南学園 塔南こども園（以下「甲」という。）と（保護者名）（以下「乙」という。）は、塔南こども園に置ける幼児教育・保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、甲の運営する塔南こども園に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する幼児教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに保育所保育指針の示すところに従い、幼児教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、**別紙1**のとおりとします。

（幼児教育・保育の計画）

第3条 甲は、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と、保育所型認定こども園、家庭及び地域の実態に応じた適切な教育及び保育の実施内容に関する全体的な計画を作成するものとします。

（提供する保育の内容及び保育を提供する時間）

第4条 甲は、「重要事項説明書」に記載されている内容及び開所時間において、幼児教育・保育を提供します。なお、個別の契約内容については**別紙1**のとおりとします。

（利用契約時間等）

第5条 利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

1号認定利用者の基本契約時間は土・日・祝祭日を除く月～金曜日の午前9時から午後14時までとします。2・3号認定利用者は日・祝祭日を除く月～土曜日の午前7時から午後18時までとします。

基本契約時間を除く利用可能な時間帯は、1号認定利用者は午後14時から16時30分、2・3号認定利用者は午後18時から19時とすることとします。

2 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。

3 乙は、午前9時までに園児を登園させるものとします。

4 乙は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前9時以降となる場合をいう。）となる場合は、午前9時までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。

(利用料金)

第6条 乙は、幼児教育・保育サービスの対価として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額保育料）を甲に支払うものとします。

2 月の途中で京都市外から入園又は退園した場合、その月の利用料金については、前項の利用者負担額（月額保育料）を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。

3 甲は、緊急その他やむを得ない理由等により施設型給付費の法定代理受領ができない場合は、乙から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとします。この場合、乙が、支給認定証の発行を行った市町村から適切に教育・保育給付を受けられるよう、甲は特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとします。

4 乙は、前3項に掲げる額その他、**別紙2**に記載する幼児教育・保育の提供における便宜に要する費用を当園に支払うものとします。

5 甲は、**別紙2**に記載する費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対しサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

(利用料金の支払方法)

第7条 甲は前条第1項に定める利用者負担額を、毎月末日までに乙に請求し、乙は翌月末日までに甲へ口座振替の方法で支払うものとします。

2 前条第4項の料金について、甲は明細を付して翌月末日までに乙に請求し、乙は請求があった月の支払期限までに甲へ口座振替の方法で支払うものとします。

3 退園する場合の清算料金については、第1項及び第2項に関わらず、甲は明細及び支払期限を付して当月末までに乙に請求し、乙は支払期限まで甲へ現金の方法で支払います。

4 甲は、乙から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

(説明義務)

第8条 甲は、契約に基づく内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

(健康管理、緊急時の対応等)

第9条 甲は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

2 甲は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合には、乙の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

3 保育中に園児がけがをした場合は、甲は応急措置、医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに、乙に対し説明を行うものとします。

(虐待防止のための措置)

第10条 甲は、園児への虐待を防止するため、幼児教育・保育に従事する職員に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(秘密の保持)

第11条 甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

2 甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 甲は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第12条 乙は、甲が提供した幼児教育・保育サービスに関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

2 甲は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、乙に報告します。

3 甲は、乙が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、乙に対し一切の差別待遇をしません。

(利用契約の終了)

第13条 乙は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の1ヶ月以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

(1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める幼児教育・保育サービスを実施しない場合

(2) 秘密の保持(守秘義務)に違反した場合

(3) 法令等の社会信義に反した場合

2 甲は、事業所の休止又は廃止等のやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、1箇月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により乙の支給認定が取り消されたとき

(2) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

3 次の各号に該当する場合、甲は文書もしくは口述により乙は通知することにより、この契約を解除することができます。その場合、甲は、乙が住所を有

する市町村と連絡を取り必要な措置を講じることとします。

(1) 乙が第7条に定める基本利用料を初め、保育に係る各種支払いに遅延が発生した場合において、甲が再三にわたり徴収に努めても支払いに応じない場合。

(2) 直接的・間接的、または在園時・退園時問わず、乙において、暴言や恫喝、インターネットやSNS上における不当な風評被害、その他道徳規範に反したカスタマーハラスメントに類する行為が認められた場合は、契約解除の上、相当の対処をとらせて頂きます。

(3) 日々の保育におけるお願いの無視や行事における妨害行為、過度な権利主張など園の運営に支障を及ぼし得る行為が認められた場合。また、子どもの権利がそこなわれているのにも関わらず、改善や事態収拾の意思がみられない場合。

(損害賠償)

第14条 甲は、幼児教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 甲は、幼児教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(協議事項)

第15条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

(重要事項説明確認)

第16条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(その他留意事項等)

第17条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途甲が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。

別紙1 個別の契約内容

1 契約期間（第2条関係）

令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。

2 利用する曜日（○で囲む）（第5条第1項関係）（※注）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

3 利用する時間（第5条第1項関係）（※注）

____時____分から____時____分まで

↑——ただし、最終当園時間は午前9時までとします。

<備考>（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

（※注）2号・3号認定こどもの場合は、ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

4 緊急時の対応（第9条第2項関係）

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、乙（保護者）の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

5 その他契約事項（第4条関係）

医師の指示に基づき、アレルギー対応食（除去・代替食）を提供します。

*アレルギー物質によっては、給食の提供ができない場合があります。

別紙2 利用者負担金（第6条第4項及び第5項関係）

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費	帽子・絵本・造形活動用品（のりハサミ・クレパス・自由画帳・粘土・製作カバン）	年額 10,000円
オムツ代	3号認定（0～2歳児）に係るオムツ代	月額 2,920円
おしぼり代	給食・おやつ・製作時に使用するおしぼり代	月額 980円
通園カバン代	1号認定こども及び3歳児クラス以上の2号認定こどもに係る指定通園カバン代	1個 3,200円
体操服代	1号認定こども及び3歳児クラス以上の2号認定こどもに係る体操服代	一式 12,270円
給食費	1号認定こども及び3歳児クラス以上の2号認定こどもに提供する食材料費	月額 8,000円 （主食費3,500円 副食費4,500円）
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
教育充実費	教育・保育の質の向上に向けた専門外部講師（体操講師、英語講師）による指導費用	月額 2,000円

※上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更となる場合があります。金額の変更となる場合は、金額算出の内訳をお示ししたうえで、重要事項説明書の利用者負担金について再周知及び再契約とし、年度末の精算により、返還または追徴することがありますので、あらかじめご了承ください。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金（2・3号認定子ども）

(ア) 保育標準時間認定の方

令和7年度以前から在籍されている方で、18時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額2,500円

(イ) 保育短時間認定の方

ア 7時から8時30まで利用した場合 1回あたり 500円(30分毎)

イ 16時30分から18時まで利用した場合 1回あたり 500円(30分毎)

*上限 5,000円

(※備考) 保育料が第1階層(生活保護世帯)及び第2階層(市民税非課税世帯)の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

【利用料上限・民間保育園等(月額)】

(単位:円)

延長時間	短時間認定			標準時間認定	
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等)	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等を除く)	1,000	2,000	3,000	1,000	2,000
上記以外の世帯	2,500	5,000	7,500	2,500	5,000

(2) 時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

やむを得ず7時～18時の保育標準時間を超える時間につき、30分当たり500円を徴収する。なお、利用の継続が見込まれる場合は、時間外保育の利用を促すよう努める。

(3) 預かり保育に係る利用者負担金(1号認定こども)

通常保育日:14:00～16:30まで利用 1回あたり 500円

長期休業期間中:9:00～14:00までの利用

1日あたり 500円 14:00～16:30も利用する場合 1回500円追加徴収をする。

(4) 布団リース代(実費分) 月 1,900円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、必要であれば領収証を交付いたします。

塔南こども園利用契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

甲

施設名 社会福祉法人塔南学園 塔南こども園

所在地 京都市南区西九条東御幸田町15

代表者 理事長 川口 眞示 印

乙

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 印

児童から見た続柄